

# 全日本マーチングコンテスト山口県大会実施規定

山口県吹奏楽連盟

## 第1条（実施の時期）

全日本マーチングコンテスト山口県大会は、山口県総合芸術祭文化プログラムの一環として、山口県吹奏楽連盟に加盟する会員が参加して毎年9月に実施する。

## 第2条（実施期日及び会場等の決定）

常任理事会は、その年度の実施期日及び会場等必要事項を前年度2月までに決定し、総会で会員に発表する。

## 第3条（参加資格）

参加資格は、全日本マーチングコンテスト実施規定に従うものとする。

## 第4条（資格の疑義）

出場団体の資格に疑義が生じた時は、理事長は該当団体の参加を認めないことができる。

## 第5条（マーチングコンテストの部）

全日本マーチングコンテスト実施規定に従うものとする。

## 第6条（フェスティバルの部）

- 1 演奏演技の時間は、6分以内とする。
- 2 使用できる楽器は、マーチングコンテストの部に準じる。
- 3 規定課題は設けない。
- 4 手具の使用を認める。

## 第7条（小学生の部）

全日本小学生バンドフェスティバル実施規定に従うものとする。

## 第8条（表彰）

- 1 金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。
- 2 マーチングコンテストの部と小学生の部（マーチング部門）の最優秀団体に、山口県知事賞を贈る。
- 3 第3条に違反した団体は失格とし、奨励賞を贈る。

## 第9条（県代表）

- 1 全日本マーチングコンテスト中国大会への県代表は、その実施規定に従い、マーチングコンテストの部の出場団体の中から、得点の高い順に理事長が推薦する。
- 2 全日本小学生バンドフェスティバル中国大会（マーチング部門及びフリー部門）への県代表は、その実施規定に従い、小学生の部の出場団体の中から部門ごとに、得点の高い順に理事長が推薦する。
- 3 毎年5月末日までに加盟し会費を納入しない会員については、県代表として理事長が推薦することはできない。

## 第10条（県代表への推薦団体数）

- 1 マーチングコンテストの部において、全日本マーチングコンテスト中国大会へ推薦する団体数は、中国吹奏楽連盟が定めた数以内とする。
- 2 小学生の部において、全日本小学生バンドフェスティバル中国大会（マーチング部門及びフリー部門）へ推薦する団体数は、中国吹奏楽連盟が定めた数以内とする。

## 第11条（審査員）

- 1 審査員は3名とし、理事長が委嘱する。
- 2 審査員の構成及び人選等については、別に内規で定める。

## 第12条（審査方法）

審査方法は、全日本マーチングコンテスト山口県大会審査内規による。

## 第13条（共催、後援及び協賛）

- 1 全日本マーチングコンテスト山口県大会実施に際し、理事長が必要と認めた場合に、共催、後援及び協賛団体をもつことができる。
- 2 賞状、賞品の贈与を受けることができる。

## 第14条（実行委員会）

全日本マーチングコンテスト山口県大会を実施するため、山口県吹奏楽連盟は実行委員会を組織する。

## 第15条（細目）

開催上の細目については、実行委員会が定める。

## 第16条（規定の改定）

この規定は、常任理事会の議決により改定することができる。

付 則 この規定は平成17年3月 4日より効力を発する。

この規定は平成30年6月 1日より効力を発する。 (一部改定)

この規定は令和 2年2月21日より効力を発する。 (一部改定)

この規定は令和 6年5月31日より効力を発する。 (一部改定)